人材開発支援助成金(人への投資促進コース) (除く長期教育訓練休暇等制度)

口高度デジタル人材訓練 口成長分野等人材訓練 口情報技術分野認定実習併用職業訓練 口定額制訓練 口自発的職業能力開発訓練

訓練実施計画届提出書類のご案内 訓練実施計画変更届提出書類のご案内

● 計画の提出期間

訓練開始日から起算して1か月前まで必須

(eラーニングや通信制訓練の場合はそれらを含んだ訓練開始日から起算)

例:訓練開始日が7月1日である場合、6月1日提出期日

訓練開始日が7月31日である場合、6月30日提出期日(6月31日がない為その前日) 訓練開始日が9月30日である場合、8月30日提出期日(前月の期日が期限、31日ではない)

既に契約期間の初日が到来している定額制サービスによる訓練実施計画届を提出する場合 訓練実施計画届けを提出した日から起算して1ヶ月後を契約期間の初日に記載することとする。

提 先 出

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク **7260-0013**

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階 千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL: 043-441-5678

□ : chiba-jinkai@mhlw.go.jp ※申請書以外の様式及び不足書類はPDF化し提出可

提 類 出 書

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

※添付書類で原本から加工・転記及び別途作成された書類と確認された場合は無効となります。

※提出のある書類にチェックの上、枚数(就業規則などホチキス止めされたものは部数)を記入願います。

提	提出日:		令和 年		月	日	提出者名:		HW受付担当者:					
事	事業主名:							労働局受付担当者:						
1	① 各訓練コースに共通して必要となる書類								枚数記入欄					
a.	事詞	業主が詞	訓練を実	施する	場合						Ø	申請者	HW	局
1		材開発3		金(人へ	の投資の	建コース)	職業訓	練実施計画届	申請者が代理人の場合に	は委任状(原本)を提出				
2	人		支援助成	金(人へ	の投資の	建進コース)	訓練別	の対象者一覧	定額制訓練の場合は、「 提出書類(裏面14)を確認	定額制訓練を実施する場合」の 認のこと				
3		材開発3 ま式第11		金(人へ	の投資の	足進コース)	事前確	認書						
4		人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 事業所確認票 (様式第14-1) ※中小企業事業主に該当する場合				発的職業能力開発訓練を除 場合は、「定額制訓練を実施す 面14)も確認すること								
5			書等(写)						できる書類が必要です。 契約前の方等については (定額制訓練の場合は不					
	Off-JTの実施内容などを確認するための書類 ※各コース共通(書類 ※	各コース共通・	T	裏面「定額制訓練を実施する場合 	計 」の	提出書	類を研	催認
	_		ごとのカリ						訓練日、訓練時間がわか	<u> </u>				<u> </u>
	—		施場所の						事業所内で実施の場合					<u> </u>
	С	教育訓	練機関と	の契約書	₫•申込書	[等			受講料の分かるもの					
	d	事前に対象者に配布された訓練等の案内				訓練実施主体の概要、訓練実施主体の概要、訓練		무						
		-+ -1	/						訓練実施場所、受講料、					-
		テキスト			 P.				講義で使用するテキスト	<u> </u>	屵			
6			内及び受 練を実力					오 늘 뽔 씨 레셔츠	受験する資格・試験の内 であることを確認する!					
	g	教育訓	I飛ど夫児 練機関と D日の前日	の契約書	書•申込書	 }等	7	公争未外训献	事業外訓練であることが					
	事		練を実				•	※高度デジタ)	_ ル人材訓練/ 情報技術	5 分野認定実習併用職業訓網	東の	 み		
						 式第10−2号				の要件を満たしている事が分か				
									□ るもの ※職業訓練指導員免 する職種に係る1級の技能検定	.許証(写)、当該訓練の内容に直接関係 と合格証書(写)、高度情報通信資格技術	H			
		i OFF-JT部内講師要件確認書(様式第10-1号)※任意不可							\vdash			-		
								少白奶料制料	│事業主が自ら運営する認	8.正訓練の場合				
			ノントーよん			する場合		水上银制训制	東を除く各コース共通 「煙進学翌時間又は煙進学	羽切りた神気でもです。				
	a	訓練力!	ノヤユフム	·、文碑 3	RM4C				標準学習時間又は標準学定額制サービスでないこ					
,	b	料金体	系、LMS	機能をイ	有している	ることが記す	載されてい	る受講案内等	7 = 1771 7	とかわかる科亚体ボ 捗状況を行える機能を有してい		\vdash		\vdash
′		ること												
		テレワー	-ク勤務を制	制度として	(導入して	: 実施する場 いる事を規定 者代表による	定した労働	協約(写)、就業規	在宅またはサテライトオフィ 務を制度とし導入しているこ	ス等において就業するテレワーク勤 とを規定している書類				
	通	信制に	よる訓練	東等をま	∈施する	場合		※定額制訓練	を除く各コース共通					
	а	人材開 通信制	発支援助 訓練実施	成金(人 計画書(、への投う (様式第1	資促進コー I−2号)	ス)							
8			ノキュラム							学習期間を確認できるもの 疑応答が可能な訓練講座である				
	[7		•			実施する場合		Lhou / Took No - Mark	 	ラケーション・一キャーファー・・				
	c					いる事を規定 働者代表に。		協約(写)、就業 :	在宅またはサテライトオフィ. 務を制度とし導入しているこ	ス等において就業するテレワーク勤 とを規定している書類				

	同	時双方向型の通信訓練を実施する場合 ※各コー	-ス共 <u>通</u>		申請者	HW	局
		料金体系が記載されている受講案内など	定額制サービスでないことを確認できるもの				
9		E宅・サテライトオフィス等において実施する場合】		ı	_		
	b	テレワーク勤務を制度として導入している事を規定した労働協約(写)、就業 規則(写)、事業主と労働組合等の労働者代表による申立書	在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤 務を制度とし導入していることを規定している書類				
b.対	力	 対動者が育児休業中の者である場合			1		
10	育.		育児休業中に訓練の受講を開始することが分かる書類				
21	各	訓練に必要な書類					
a,清	弱	度デジタル人材訓練を実施する場合					
	事	業主の要件					
	а	掲載ホームページの写し等	事業適応計画(情報技術事業適応)、またはDX認定を 受けていることが分かる書類				
	b	DX推進指標を踏まえて作成した事業内職業能力開発計画等	情報通信業以外の事業主の場合、DX推進指導評を踏まえ事業 内計画していることにより事業主要件を満たす場合				
	С	・事業主におけるDXの推進に関する申立書(様式第3-2号) ・検討を踏まえて作成した事業内職業能力開発計画等	DXを進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて策定した計画				
11	d	契約書等(事業内訓練を行う場合)	訓練コースの開発に当たり大学等に委託していることが 分かる書類(訓練コースの開発費を申請する場合のみ)				
	訓	練の要件(以下のいずれかに該当することがわかる書類)		<u> </u>			
-		ITスキル標準(ITSS)・DX推進レベル(DSS-P)レベル4または3					
	f	第四次産業革命スキル習得講座(Reスキル講座)					
	\dashv	マナビDXの掲載講座のうち、講座レベルが右記のもの	「ITスキル標準(ITSS)」、「ITSS+」又は「DX推進スキル				
	_	大学(大学院除く)の正規課程、科目等履修制度、履修証明制度によ	標準」のレベル4又は3に区分される講座 情報科学・情報工学およびそれに関連する分野				
	n	る訓練	日本バイナ 日本工ナルのいて101〜 天建りの刀封				
		- 分野等人材訓練を実施する場合 個人訓練計画及び要件確認書 (様式第3−1号)	海外の大学院の場合は、該当する要件に該当				
⊢	~						
12	b	大学院(海外の大学院を含む)の正規課程、科目履修制度、履修証明制度による訓練	修士・博士課程を問わない。国内大学院の場合は分野 を問わない。海外の大学院の場合は、分野が限定				
c.帽	軒	段技術分野認定実習併用職業訓練を実施する場合				•	
	а	職務分掌規程、組織規程など	主たる分野が情報通信業であるか、IT関連分野を主に担う組織、 DXを推進する組織を有していることが分かるもの				
	b	認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書(写)	厚生労働大臣の認定を受けていること				
-	\rightarrow	OJTカリキュラム(参考様式第1号)					
		OJT訓練指導者要件確認書(様式第10-3号)	該当する要件に該当する方				
		OJTを同時双方向の通信訓練で実施する場合	在宅またはサテライトオフィス等にて就業するテレワーク				
- }		当該制度を規程した労働協約(写)又は就業規則(写)	勤務制度が分かるもの 新規学卒予定者以外の者である場合、ジョブカード利用				
		キャリアコンサルティングの実施内容を確認するための書類	したキャリアコンサルティングを受けていること				
		[制訓練 (サブスクリプション)を実施する場合		I			ı
	а	定額制訓練に関する対象者一覧(様式第4-2号)					
	b	定額制訓練に関する事業所確認票(様式第14-2号)	主たる適用事業所が他の適用事業所に係る書類も含めて管轄労働局長に提出する場合				
<u>,</u> [定額制サービスによる訓練であることが分かる書類		L		
14	С	受講案内等	LMS等により訓練の進捗管理を行える機能を有していることを確認するための書類				
	【右	E宅・サテライトオフィス等において実施する場合】			<u> </u>		
ı			在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤 務を制度とし導入していることを規定している書類				
 e. 芦	発	的職業能力開発訓練を実施する場合				<u> </u>	
T		同制度が定められた労働協約、就業規則など	自発的職業能力開発経費負担制度を定めていることが 確認できる書類				
15	b	受講案内等	実施する教育訓練の種類や内容を確認する書類				
_	С	個人訓練計画及び要件確認書 (様式第3-1号)	海外の大学院の場合は、該当する要件に該当				
		※ 備考欄					
3	貢	 練計画の変更の届出に必要となる書類		2	申請者	HW	局
1	人	材開発支援助成金(人への投資促進コース)					
		業訓練実施計画変更届 (様式第2号) 更内容が分かる関連書類	提出済の計画を変更する場合				
<u> </u>		~.· P · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<u> </u>	I	Ī